

「産廃排出事業者認証制度（仮称）」の創設

1 制度の趣旨・目的

排出事業者の3Rや適正処理に対するインセンティブを高めるため、一定の基準に適合する排出事業者を認証し公表する。（第3次計画より）

2 これまでの検討経過

平成 23 年 10～11 月	<p>類似制度について他自治体に照会</p> <p>回答があった 86 自治体のうち表彰制度や認定制度を実施している団体が 9, 検討中の団体が 4。産廃に特化した制度は少ない。</p>
平成 24 年 2 月 14 日	<p>平成 23 年度第 3 回産業廃棄物 3 R 推進協議会</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証を受けることによるメリットを考えてほしい。 ・ 他制度との連携の在り方も検討する必要がある。など
6 月	<p>市内排出事業者に対し処理の実態や意識に関するアンケート調査を実施</p>
7 月	<p>アンケートの簡易集計</p> <p><制度に対する期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理コストの削減, 地域の安心感を得ること, 優遇を受けられること, 従業員の環境に関する意識の向上など <p><制度に対する懸念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負担の増大, 他制度との内容重複など
8 月 8 日	<p>平成 24 年度第 1 回産業廃棄物 3 R 推進協議会</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象をトップランナーとするか多くの事業者とするかで効果やメリットの考え方が異なる。 ・ 簡素化された分かりやすい制度とすべきである。 ・ 制度の重複は避けるべきである。 ・ アンケートの簡易集計結果を見ると, 排出事業者のコンプライアンスの意識は必ずしも高くない。 ・ 京都における適正処理・3Rという視点が必要ではないか。など

3 基本的な考え方（大枠案）

（1）コンセプト

各排出事業場による産業廃棄物の適正処理の確保等に向けた自己チェックを支援・奨励することができる制度とし、排出事業者全体の意識のボトムアップを図る。

【概要】

- 認証制度の評価項目を各排出事業場が自己チェックに使えるようチェックシート化し、取り組みやすいものとする。チェックシートは、市のウェブサイトからダウンロードを可能とするなど容易に入手・使用できるようにする。
- 自己チェックを支援する制度とすることで、適正処理の確保（企業リスクの低減）等を図ろうとする事業場にとって、従業員の意識向上を図るツールとしても活用できるなどのメリットがある。
- 市が行う通常の指導・啓発ツールとしても用いることができるものとする。
- 自己チェックの結果について、申請に基づき市が審査し、一定水準以上であることが確認できれば認証を行い、公表する。また、審査結果を事業者に戻し、改善が必要な項目については指導を行い、再チェック・再審査につなげていく。

（2）認証の対象

恒常的・継続的に一定量以上の産業廃棄物を排出している市域の事業場で、基本的な取組がしっかりできているものを広く認証の対象とする。

【概要】

- いわゆるトップランナーに対する認証・顕彰ではなく、対象を広げることで排出事業者全体の適正処理や3Rに対する意識のボトムアップを図る。
- チェックシートを用いた自己チェックはどの事業場も行えるが、認証の対象としては、恒常的・継続的に一定量以上を排出している事業場とする。（産業廃棄物をあまり排出しない事業場や定期的に排出しない事業場、また、建設・解体現場のような一時的な排出事業場は認証の対象としない。）

（3）評価項目

評価項目については、産業廃棄物の適正処理の確保に関する部分に重点を置き、3Rの推進等に関する部分は可能な限り簡素化を図る。

【概要】

- 産業廃棄物の適正処理の確保に関する評価項目は、法令による保管や処理の基準等がクリアされているかどうかを見ることを基本とするとともに、法令事項以外であっても適正処理を確保するうえで重要と考えられる事項（例えば、処理業者を選定する際に業者情報をしっかり調べているかどうか）を盛り込む。
- 3Rの推進等に関する評価項目は、他の制度や京都府産業廃棄物3R支援センターの事業の利用を進める観点から設定する。（ISO、KESなどの環境マネジメントシステム、府のエコ京都21などがある中、できるだけ簡素化することで内容の重複を避ける。）
- 制度の簡素化と申請者の負担軽減を図るため、減量や再資源化の量的変化を評価する手法は用いない。

4 3の理由

項 目	理 由 等
<p>コンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己チェックの支援（チェックシート） ・排出事業者全体の意識のボトムアップ 	<p>【アンケート結果概要】（別紙1参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本的な法令基準の遵守や排出事業者責任の認識が十分とはいえない。（比較的意識が高いと推察されるアンケート回答者であっても、Ⅲ-2（掲示板）、-3（許可証の確認）-4、-5（マニフェスト）、-8（委託先の確認等）、-9（適正処理の対策）、-11（責任意識）など） ② 簡便な仕組みが期待されている。（Ⅵ-3、-4、-6（認証制度の負担）） ③ 従業員の意識向上が期待されている。（Ⅵ-1（制度への期待）） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己チェックを行うことで、従業員の意識の向上や不適正処理に起因するリスクの低減を図ることができる。 ○ チェックシートは、産廃3R支援センター等でも活用してもらうことができる。 ○ 本市のごみ減量・3R活動優良事業所認定制度（事業系一廃関連）でも、自己チェックシートを用いている。
<p>認証の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒常的に一定量以上の産廃を排出している者 ・基本的な取組ができている者 	<p>【アンケート結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本的な法令基準の遵守や排出事業者責任の認識が十分とはいえない。＜再掲＞ ④ 環境への影響度が大きい事業場を対象とすべきである。（Ⅱ-6（排出頻度）、Ⅵ-6（制度への意見）） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認証の対象をトップランナーに限定すると、中小の排出事業場による取組が難しい面がある。 ○ 廃棄物の排出削減の取組を評価する府の「エコ京都21」（循環型社会形成部門）では、トップランナーが認定を受けている（例：再資源化率99%を達成すると☆☆）ため、すみ分けを図る。 ○ 認証の審査体制も考慮する必要がある。
<p>評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正処理の確保（法令事項の遵守等）に関する部分が重点 ・3R推進等に関する部分の簡素化 	<p>【アンケート結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本的な法令基準の遵守や排出事業者責任の認識が十分とはいえない。＜再掲＞ ② 簡便な仕組みが期待されている。＜再掲＞ ⑤ ISO14001やKES等の他制度との重複を回避する。（Ⅴ-1（環境マネジメントシステム）、Ⅵ-6（制度への意見）） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理の確保に関する部分を重点化することで制度の特色を出すことができる。 ○ 府や産廃3R支援センターの関連制度との連携を図ることにより、オール京都での3Rの推進に資することができる。

5 今後具体化に向けて検討する事項

- (1) 制度の名称
- (2) 認証の対象となる事業場の要件
- (3) 評価項目（チェックシート）（別紙2参照）
- (4) 公表やアピールの方法
- (5) 審査手続等
- (6) 継続性の確保・ステップアップ
- (7) 認証を受けることによるメリット

6 今後のスケジュール

平成 24 年12月	具体的な制度案の検討
平成 25 年 2月	平成 24 年度第 3 回産業廃棄物 3 R 推進協議会 具体的な制度内容について協議
3 月下旬	要綱の制定, 広報
4 月 ~	制度スタート （チェックシートを用いた指導・啓発） （制度の周知） （審査・認証・公表 など）

評価項目（チェックシート）の構成イメージ

1 産業廃棄物の保管及び処理等の基準に関するチェックシート

<基本>

保管	囲いの設置，掲示板の設置，飛散・流出等の防止，・・・
処理委託	処理業者の選定，委託契約書の作成・保存，処理状況の確認・・・
マニフェスト	交付・記載，照合・確認，保存，交付状況等報告書の提出，電子マニフェスト・・・

<自社処理>

収集運搬	【処理業者の選定】 <input type="checkbox"/> 他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者に運搬を委託しており，委託内容がその事業の範囲に含まれている。(許可証等で確認) <input type="checkbox"/> 他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者に処分等を委託しており，委託内容がその事業の範囲に含まれている。(II) <input type="checkbox"/> 積極的に業者情報を収集し，廃棄物処理法の優良認定を受けた処理業者に委託するなど，適正処理の確保や3Rの推進の観点から産廃処理の委託先を選定している。
積替保管	
中間処理	

運搬車・運搬容器の基準・
運搬先，保管量・・・
焼却設備の構造基準，保管量，帳簿の作成・保存・・・

<特別管理産業廃棄物>

特管責任者の設置・設置報告，帳簿の作成，保管の際の混入防止・種類に応じた容器の使用等，・・・
--

<多量排出事業者> (以下略)

※ 基本シート+オプションというイメージ。該当するシートの項目すべてに適合していることが基本となる。

2 廃棄物の3Rや環境負荷の低減に向けた取組姿勢に関するチェックシート

管理体制の構築	管理担当部署等の設置，保管場所の点検・管理，従業員への啓発・研修，発生量の把握，・・・
分別保管の実施	産廃・特管産廃・一廃の的確な区分，再生利用できるものの積極的な分別，・・・
具体的取組の推進	※具体例を提示した自由記載欄 減量に向けた取組，再資源化の取組，その他の環境負荷低減の取組，・・・
環境関連制度の活用	環境管理システムの導入，市制度の活用，府制度の活用，3R支援センターの活用，・・・

※ 各項目のいくつかに適合すればよいものとする。

分別保管の実施	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物，特別産業廃棄物，(事業系)一般廃棄物を的確に区分している。 <input type="checkbox"/> 廃棄物を品目ごとに区分している。 <input type="checkbox"/> 再生利用できるもの(専ら物や資源ごみ)を積極的に分別している。
---------	---